

第九十六回
国会

参議院災害対策特別委員会会議録第二号

昭和五十七年三月三十一日(水曜日)

午後一時開会

委員の異動

十二月二十二日

辞任

安田 隆明君

補欠選任

高木 正明君

辞任

鶴岡 洋君

補欠選任

藤原 房雄君

神谷信之助君

近藤 忠孝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

村沢 牧君

熊谷 弘君

鈴木 省吾君

鈴木 和美君

和泉 照雄君

井上 孝君

岡部 三郎君

古賀雷四郎君

田代由紀男君

田原 武雄君

高木 正明君

谷川 寛三君

松尾 官平君

松本 英一君

鶴岡 洋君

藤原 房雄君

近藤 忠孝君

下田 京子君

伊藤 郁男君

衆議院議員

災害対策特別委員長
川俣健二郎君

災害対策特別委員長代理
工藤 巖君

国務大臣
(国土庁長官)

松野 幸泰君

政府委員

国土庁長官官房

審議官

国土庁地方振興

局長

事務局側

常任委員会専門

説明員

環境庁水質保全

局土壤農業課長

文部省管理局教

育施設部助成課

長

建設省道路局企

画課長

建設省国土地理

院地盤調査部調

査課長

自治省財政局財

政課長

日本国有鉄道施

設局土木課長

村上 温君

持永 堯民君

春山 仁君

萩原 浩君

斎藤 哲夫君

逸見 博昌君

本日の会議に付した案件

○豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律

案(衆議院提出)

○災害対策樹立に関する調査

(昭和五十七年度における防災関係予算に関する件)

○委員長(村沢牧君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、神谷信之助君が委員を辞任され、その補欠として近藤忠孝君が選任されました。

○委員長(村沢牧君) 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院災害対策特別委員長川俣健二郎君から趣旨説明を聴取いたします。川俣君。

○衆議院議員(川俣健二郎君) ただいま議題となりました豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨とその概要を御説明申し上げます。

特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例並びに公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合の特例の措置は、昭和四十六年に議員提案により同法に追加されて以来、今日まで十年間にわたり施行されてまいりました。

その結果、豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備、また教育施設等の整備が実施され、相当の効果を上げており、地域住民の福祉向上に大きく寄与しているところであります。

しかしながら、いまだ特別豪雪地帯は積雪により、交通が途絶する等、冬期間恒常的に豪雪災害の状況下に置かれ、住民の生活は困難を強いられ、かつまた市町村財政は他の地域に比べて過重な負担を負われ、なお後進性を余儀なくされているところであります。

したがって、引き続き、当該地域の定住条件の整備及び国土の均衡ある発展を図るため、これらの施設の整備を推進していくことが必要となつておるものであります。

本案はこうした現状に対処するため、両規定の有効期限をさらに十年間延長し、住民の安全と福祉の向上を図ろうとするものであります。

その主な内容は、第一に、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で建設大臣が指定するものの改築を道府県が代行することができ期限を昭和六十七年三月三十一日まで十年間延長することとしたしております。

第二に、特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合を三分の二とする特例措置の適用期限を昭和六十六年度まで十年間延長することとしております。

なお、附則第二項により、第十四条に基づく基幹道路の整備に要する経費に係る国の負担または補助につきましては、地域特例の縮減措置の対象となりませんが、これについては、事業の執行及び財政運営に支障の生じることのないよう財政金融上の措置が講ぜられることになっております。

また、この法律は、公布の日から施行することとしたしております。

以上が本案の提案の趣旨並びにその概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(村沢牧君) 御苦労さんでした。

以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○鈴木和美君 私は、直接いま、この法案の方は後ほど御質問いたしますが、人災とも言うべき昨日の安中のカドミウムの問題について、若干の時間先に質問させていただきたいと思つております。

まず一つは、東邦亜鉛の安中製錬所のカドミウム公害について、昨日前橋地裁から被害者にとつて立証困難とされていた企業の故意責任が認定された判決が出ましたが、これについて政府としての所見をまず承りたいと思つております。環境庁にお願

います。——おりませんか、通告しておつたけれども。

それでは先に本法律案についての方やうしていただきます。

今回の法改正により本法がいわゆる行革特別法の別表に入れられ、特別豪雪地帯における基幹道路の整備に要する経費にかかわる国の負担または補助にかさ上げ分の六分の一がカットの対象となつていますが、五十七年度では金額にして幾らかットされることになるのか、説明をお願いします。

○政府委員(柴田啓次君) 豪雪法の第十四条における基幹道路の整備につきまして五十五年度が最新の実績でございますが、それで見ますというのと、事業費が五十二億円、国費が約四十億円、いまお尋ねの後進地域の開発に関する国の負担特別法に関する法律によるかさ上げ額は四億円でございます。したがって行革特別法の適用された場合の引き下げ額というのは四億円の六分の一、約七千万円というふうに御了解いただきたいと思ひます。

○鈴木和美君 もう少し細かに聞きますと、七千万円というものを各県に割り振つたとすると各県は大体平均どのくらいになりますか。

○政府委員(柴田啓次君) 豪雪地帯は二十四道府県にまたがるわけでございますが、その中の県におきましては後進地域かさ上げ法が適用されない比較的財政力の高い団体もございまして、実質的に非常にこの基幹道路の代行の多いものは十県ぐらいではないかというふうに考えられるわけでございまして。そういったと大体十で割りますと七百万円と、こういうことでございます。

○鈴木和美君 ただいま衆議院の川俣委員長の方から趣旨説明があつた提案理由の中にもこういうことが書いてありますが、「事業の執行及び財政運営に支障を生じることのないよう財政金融上の措置が講ぜられることになっております。」という提案の趣旨説明がありました。どのような財政金融上の措置が講ぜられるのか説明をお願いし

たいと思ひます。

○政府委員(柴田啓次君) これは行革関連特別法の立案及び審議の段階におきましていろいろと御議論があつたわけでございまして、措置内容といつしましては、かさ上げ補助等の引き下げ相当分につきまして当該団体に起債の許可を満額行うと、そういうことでまず資金面からの支障を生ずることのないようにいたすわけでございまして。

さて、それを返す段階でございますが、その満額認めました地方債を返していくわけでございまして、その元利償還費につきましては五十八年度以降地方交付税の中に入れて、地方交付税を通じて財政措置を講ずることになつていくわけでございまして。そういったと、地方交付税全体としてやや薄く削られるというようなこともございまして、国といたしまして地方交付税にその半分の額を地方交付税の総額の中に別途特別のお金として入れる、こういう仕組みに相なつていくわけでございまして。

○鈴木和美君 いまのお話を聞きますと、カット分について地方債の発行を認めまして、その元利償還については基準財政需要額に算入することをしていくわけですね。地方交付税で措置するということですが、元利償還の二分の一について臨時地方特例交付金として一般会計から地方交付税特別会計に繰り入れるということでは、関係都道府県の財政負担を強いることに私はなと思うんです。

そこで、先ほど、いろんな方法で県に負担のないように措置したいということの関係から見ると若干食い違いがあるように思ふんです。

そこで私は、なお一層政府のこの措置を強く望みたいと思ふんですが、そういうことに対して政府の御答弁をいただきたいと思ふんです。

○説明員(持永亮民君) 先ほどお答えございましたように、このカット分につきましては、地方債と交付税によりまして措置をするわけでございまして。そういったことで、当該団体の財政運営上は全く支障はないようになるわけでございまして、

いま御指摘のやつとございましたように、二分の一は国の一般会計から交付税特別会計に繰り入れをするということになつておりますが、残りの二分の一は地方財政全体の中で、将来、負担をしていく、こういう形になるわけでございまして。

しかしながら、その二分の一といひますものにつきましては、そのときの地方財政の状況によりましては、さらに配慮をするというようなことになるておまして、いづれにいたしましても、今後の地方財政の運営あるいは関係地方団体の財政運営に、この措置によつて支障が起きることのないように十分対処してまいる所存であります。

○鈴木和美君 いまの御答弁を私は、信用というわけに期待をしておきたいと思ふんです。

わが党としては六分の一のカット問題そのものについても実は反対なのであります。しかし、衆議院のいろいろな議論、経過などもお聞きをいたしまして、政府がそれなりに措置するということなので、ぜひその点は食い違いのないようにしていただきたいと思ふんです。その意味では、六分の一のカットとする別表に入れること自身いろんな問題はありますが、わが党としては、そういう意見を付して、まあやむを得ないという態度をとりたいと思ふんです。

そこで、私はもう一つ、豪雪の問題について申し上げておかなきゃいかぬのは、わが党としてもすでに衆議院の段階で、この豪雪の被害状況や豪雪の地域とか、それから現在持っている法律上の難点に対して、なるべく豪雪地帯というのはいろんな各県の事情があるけれども、豪雪、雪そのものが常に災害を伴つてくるというような性格のものだから、地方の財政をどうするか、地域振興をどうするかというところやなくて、雪そのものに關して、抜本的な対策を講じてもらいたいというところで、過般、法律案を提示してあつたと思ふんです。しかし、それは抜本的な問題は後日審議をしたいというこのために、当面この措置だけを議論したいという経過があると思ふんです。そういう意味では、今後、雪の地帯に対して、これ

からどういふふうな抜本的に考えていくのかという基本的な姿勢そのものについて、政府の見解を最後にただしておきたいと思ふんです。

○政府委員(柴田啓次君) 第三次全国総合開発計画におきましても、雪国に対して定住条件というものを整備をしていく。そこに人口なり産業なりを張りつけていくというのが大きき思想になつていくわけでございまして。確かに豪雪地帯というのは面積としては全国の半分を占めるのでございまして、人口は約二割にも満たない、こういうこととございまして。日本全体の国土の均衡ある発展を図るためには雪国の定住条件を整備するということは非常に大事な課題であるというふうな私どもも考えているわけでございまして。

この豪雪地帯対策につきましては、国会の皆様御発意によりまして、この豪雪地帯対策特別措置法が制定され、その内容も次第に充実され、また、道路除雪等を初めとしていろいろな豪雪対策というのが進められていくわけでございまして。これを推進いたしますと同時に、いろいろと社会生活の態様が変わつてまいりまして、雪害の範囲とか種類、態様というのとも変わつてまいっているわけでございまして。それらに即応した対策をとつてまいりたい。

私どもとして将来の課題として考えておりますのは、まず第一には、道路交通というものを、どんな豪雪時にも直ちに除雪をして道路交通を確保をする。これはモーターゼーションが進んだいまの時代では当然一番大事ではないかと思ふのでございまして。

そのほかに、豪雪地帯はまだ第一次産業の比重が非常に大きいわけでございまして、この第一次産業も雪国でありますために非常に生産力の点において格差があるわけでございまして。第一次産業の振興ももちろんやつていかなければなりません。できるだけ第二次産業——大規模な装置産業でなくても、第二次産業というものの誘致を図りながら産業の振興を図つてまいりたい、こういうことを考えているわけでございまして。

それから雪国におきましては、たとえば雪のた
めの交通条件いろいろございまして、医療とかあ
るいは教育の面においていろいろなハンディを
しよつておるわけでございまして。そういうハン
ディを克服しながら生活環境施設を整備してい
たいというふうな考えているのでございまして。
それから第四には、やはり雪についても少し
総合的に調査研究を進めて、雪に立ち向かうとい
いますか雪害、さらに雪を利用する利雪というこ
とも含めまして科学的な問題も含めて研究をしな
きゃならないというふうな思ふわけでございま
す。

最後に、また、雪に対する対策というのは行政
だけでできるものでなくて、住民それぞれがそれ
に立ち向かつていかなきゃならない、行政と住民
との間の連携といひますか、そういうような地域
行動というものを推し進めてまいりたい、さよう
に考えている次第でございまして。

○鈴木和美君 時間がありませんので申し落と
しましたが、どうぞ特別措置の講ぜられるところ、
つまり特別豪雪地帯ですね、この見直しなどに
ついてもぜひ抜本的にやることを付して、政府の対
策を強めていただきたいと思います。

さて、環境庁おいてはなつておりましようか。
それじゃ、残った時間ちよつとお尋ねします
が、先ほど述べたんですが、東邦亜鉛安中製錬所
のカドミウム公害について、昨日前橋地裁から、
被害者にとつて立証困難とされている企業の故意
責任という認定がされたと思ふんです。そういう
判決が出ましたが、これについて環境庁としてど
ういう所見をお持ちか、まず聞かしていただいま
せんか。簡単に結構です。

○説明員(斎藤哲夫君) 環境庁といたしまして
は、この判決を真剣に受けとめまして、一日も早
く残っている部分の復元工事に着手されるようさ
らに努力してまいりたいと考えております。

全国の土壌汚染地域につきましては、現在、三
割程度の進捗率でございまして、残りの七割の地
域につきましては少しでも早く事業が完了できま

すよう農林水産省とも協議して予算の確保など最
大限の努力をしてまいりたいと考えております。

○鈴木和美君 私は、安中のカドミウム問題とい
うのは、本来、災害の特別委員会を取り扱うべき
かどうかというところについて多少の問題なしとし
ないと思ふんです。しかし、いまこの公害、環境
汚染という問題は、人災と言われるほど災害の問題
として取り扱わなきゃならぬほど大変問題化し
ていると思ふんです。

そこで、もう一度お尋ねしますが、いまお話の
ように故意責任というものが判決にあつたわけで
すから、ここはいままでになかつた大きな問題だ
と思ふんです。

そこで、カドミウムのための農業経営と生活環
境が破壊された農民の受けた被害というのは、精
神的にもまた収益的にも大変だと思ふんです。農
水省と相談をしてやりたいと言ふけれども、も
つと基本的な土壌改善のためにどういう対策を
講じようとしているのか、もう一度聞かしていただ
きたい。

○説明員(斎藤哲夫君) 具体的に安中につきまし
て申し上げますと、本地域におきまして土壌復元対
策事業はその大部分は終了しているわけでござい
ますが、一部分につきましては関係農家の意向の統
一に至らず工事に着手となつております。環境
庁といたしましては、これを機会にいたしまし
て、地元の意向が統一され、一日も早く未着手部
分について土壌復元対策が講じられるよう、農林
水産省とも連携をとりながらさらに一層努力して
まいりたいと考えております。

○鈴木和美君 この裁判を通じて、公害問題に関
する裁判が、非常に、訴訟の期間というものが余
りにも長いわけですね。そのために、もちろん民
事訴訟は当事者主義の原則によるものであるとい
うことはもう十分承知してありますけれども、余り
にも時間が長いために、農民の方の、被害を受け
た側の、つまり精神的な打撃とか、収益が非常に
少なくなつておるわけですね。もつとこう
いう裁判期日についても環境庁として、もちろん

それは法務省の関係もありますけれども、環境庁
として、こういう公害裁判はどうあつた方がいい
のかということに関する見解を聞かしていただい
ませんか。

○説明員(斎藤哲夫君) 裁判につきましては、今
度の場合、一般論として申し上げますと、事業者
の故意責任というふうになつておりますが、事業
者はその事業活動に伴つて生じます公害を防止す
るために必要な措置を講ずる責務を有するとい
うことで公害対策基本法で定められておまして、
その責務を有することは当然でございまして、被
害を与えることを知りながら漫然と操業を継続し
ているということは許されなかつたこととございま
して、こういう裁判につきましても、環境庁といた
しましては、特に裁判の内容につきましてもはコメ
ントする立場にないわけですが、円満な
解決がなるべく早く早くされるということが望ましい
と考えております。

○鈴木和美君 亜鉛によるカドミウムの汚染は全
国的にも相当多数の被害地があると思ふんです
ね。そういうところに対する、関係企業に対する
指導というものは、これからどういうふうにされ
るわけですか。

○説明員(斎藤哲夫君) 鉱山等につきましては、
鉱山保安法に基づきまして、水質汚濁防止法とか
大気汚染防止法と同一レベルの規制が行われてお
りまして、環境庁といたしましては、鉱山保安法の所
管官庁、通商産業省でございまして、と緊密な連
携をとりながら汚染の防止に努めてまいりたいと
考えております。

○鈴木和美君 全国でどのぐらいの件数があるか
ということはいまおわかりですか。

○説明員(斎藤哲夫君) カドミウムにつきまして
の汚染地区につきましては農用地土壌汚染防止法
で基準が定められておるわけですが、基
準値以上検出された地域は全国で現在のところ八
十八地域、面積で約五千九百八十ヘクタールと
なつております。

○鈴木和美君 本件に関する最後ですが、いまお
話のように非常に公害に関する民事訴訟の期間
が長いという問題点と、それからそのために農民
が土壌の改良についてなかなか手がつけられない
というふうな問題等もありますし、同時に、今回
の判決を見てもわかるかとおり、判決そのものに
する基礎のデータというか、取り上げ方というの
が大変農民側に不利な取り上げ方になつていま
るのですから、御案内のようにたつた八千万程度の
認定しか見られてないわけですね。つまり財産被
害に対する補償というものがなかつたんじゃない
かと思ふんですが、そういうことから考えると、
財産の補償に関するやり方に対して、環境庁と
してどういうふうな指導していくのか、その点に
ついてお尋ねしたいと思ふます。

○説明員(斎藤哲夫君) 財産の被害、今度の場合
は農作物被害でございましてけれども、それに
つきましては、私も裁判の中身につきましては、
判決の中身につきまして特に環境庁としてコメ
ントする立場にないというところは御理解いただ
きたいと思ひますが、そのことにつきまして特に、何
いいますか、農作物被害をどう考えるか、裁判の
中でどう考えるかというところは、特にコメントす
る立場にはないということをお断りさせていただきます
と思ひます。

○鈴木和美君 長官にお尋ねしますが、災害の特
別委員会が長官と正式にお会いするのがいま初め
てなんです、私はかねて災害特別委員会のつま
り性格というか任務というか、やらなきゃならぬ
仕事というのは、大臣も含めてわれわれもそうで
すが、復旧のための災害委員会だけを聞くという
ようなことでは意味がないと思ふんです。つまり
国土の資源の損害や、それから災害復旧に関する
費用などを見ると、大変な被害になるわけであ
る。ですからむしろ長官という立場は、予防長官
というふうにならなきゃならぬ、つまりいまはも
うすべて人災なんです、ある意味では。だから
そういう意味では、予防予防という意味で、先に
先に手当てをするというふうなことに全力を注ぐ

べきじゃないのかということ、前長官にも私は申し上げたと思うんですが、この機会に長官の御所見を最後に賜って私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(松野幸次郎) 私その意見には全く同感でございます。私も長い間政治に携わってきましてけれども、予防と改良復旧ということには留意してきたつもりでおりますけれども、何といましても日本は災害の非常に悪い条件のところでございますので、十分今後も御高説を留意しまして努力してまいります。

○鶴岡洋君 時間がないので端的にお答え願いたいと思います。

最初に積雪地方に対する災害の対策についてでございますけれども、先ほど鈴木委員の方からお話ありましたけれども、私の方から再度確認のためにお答え願いたいと思います。

日本の国というのは、世界に類例の少ない軟質の豪雪地帯でありますし、したがって災害も非常に多い。五十六年の豪雪災害また三八豪雪災害、これもしかりでございますけれども、先ほどもちよつとお話があったように、日本の積雪地域の面積は全国の五九・五%、ここに住む人は、先ほど二割と言いましたけれども、正確な数字でいくと二九・七%、二千七百万人、こういう広大な面積、たくさんの方が住んでいるにもかかわらず、今日までの国の豪雪対策は非常に応急的であり、しかも断片的であり、総合的一貫性を持ってない、このように私思われてならないわけです。災害が起こるたびにこれは問題になるわけですから、たとえば毎年通常国会に出るこの白書ですけれども、この白書の中を見ますと、風水害災害、震災災害、火災災害、危険物災害、こう全部出ておりますけれども、まあページ数が少ないから中身が少なく、こう言うつもりは私ございませんけれども、これ見てみましても、雪害対策というのはわずかに一ページなんです。ほかはもう四ページから五ページにこれはなっております。要は中身、内容の問題であって、いま言った、ページ数

が少なからずこのこの言うつもりはございませんけれども、いずれにしても雪害対策の部分がこの中には少ない。もつとも充実したいわゆる雪の降る地方の人の納得のいく対策を立てていただきたい。雪国へ行きますと、ほかの地方から見て取り組みが非常に甘いんじゃないかと、こういう意見を私何回も聞くわけですが、この点もう一度抜本的な、総合的な対策がされるのかどうかお伺いしたいと思います。

○政府委員(柴田啓次君) 先ほどもお答えいたしましたとおり、雪に対する対策の問題というのは、非常に大きな問題だと思っております。昭和二十年代までというのは、雪が降ったならばいわば冬ごもりという状態でやってたわけでございますが、だんだん社会生活が高度化してまいり、経済活動が進んでまいり、これに沿って、たとえば道路除雪とかあるいは屋根雪の処理とかいろいろの問題が生じてきているのでございます。

そして、雪の災害の非常な一つの特徴というのは、非常に長期間にわたっているいろいろな機能障害を起こし、広範囲に障害が生ずるというのが台風その他の風水害の災害と違う要素だと思っております。災害対策基本法におきましても、豪雪というのは災害の要因に加えておるのでございまして、これに対する対策というのはだんだんと進めてまいってきているわけでございます。さらにまた雪は、直接の災害ということに止らない場合におきましても、長期間の積雪のある地域というのはいろいろな条件におきましてハンディキャップをしよう、こういうようなことがあるわけでございます。そういったような長期的な対策も含めまして、さらに直接の災害でありますなだれとか、そういうものを防止するということも含めまして私どもとしてはもつと真剣にさらに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○鶴岡洋君 総合的一貫性のある対策を立てるためにはやはり内情もよくわからないといけないと思っております。その点についてはよくおわかりだと思っておりますけれども、たとえば豪雪地帯の生計費の問題ですけれども、この問題についてきめ細かい実態調査を実施すべきではないかと、私このように思うわけです。豪雪地帯に居住する世帯は、積雪によつて非常に生活費というんですか、生計費、これが支出増になつて苦勞しております。雪のないところと比べると、たとえば車の問題にしても、一つの車でもいわゆる傷みは激しい、それから東京で走っている車と豪雪地帯の車では、冬になればどうしてもタイヤは取りかえなきゃならない、それだけ余分というか必要になつてくる。暖房費はもちろん、電気、ガスも必要になつてくる。そのほかに建築費にしても、家を建てる場合に柱も太くなきゃつべれちやいますから、当然建築費もかかってくる。そのほかに雪おろしは、いづれ消えてしまふ雪ですけれども当座はやらなきゃならない。年間に平均五回、六回やらなきゃならない。これも費用がかかる。被服費はもちろんと、こういうことで、これらの実態を明らかにして、そして行政措置の資料にするために生計費の実態調査、これを実施すべきだと思いますけれども、この点いかがですか。

○政府委員(柴田啓次君) 積雪寒冷地域におきまして生計費が増高する、それを何とか措置すべきでないかというのは積雪寒冷地域におきまして長年の課題となつていっているものでございます。ただ、生計費に積雪が与える影響というのは、地域によりまして、あるいは雪の降る年、降らない年といったような、年によりましていろいろな変化があるわけでございます。また、積雪に合わせて生活様式を組んでいるというふうな違いもあるわけでございます。そういったような各種の要因が複雑に作用しておりますので、実態調査をいたしまして具体的な豪雪と生計費の関連について客観的な指標というのを探していく、こういう悩みがあるわけでございます。たとえば、家屋につきましては固定資産の耐用年数その他につきまして特例的な措置がございましたり、あるいは公務員給与の場合におきましては寒冷手当といったような制度もございましたり、そういうようなこ

とはあるわけでございますが、全体としての生計費をどう豪雪と関連づけるかということとはなかなかむずかしい。実態調査をいたしまして、その実態調査をするだけでは目的は達しないのでございまして、実態調査をしてその生計費増高に対する措置を考えなければ調査のみに終わってしまうわけでございます。そういったしますと、たとえばその積雪地帯ももちろん生計費増高の要因はあるわけでございますが、台風の常襲地帯はどうだとか、大都会のように非常に空気が悪いところはどうか、いろいろな地域ごとの問題が出てまいりまして、なかなかその生計費の増高の実態をつかまえてもそれに対する措置というのは適確にやるといことが非常にむずかしいと、こういうことを御理解いただきたいと思うのでございます。私どもとしてもまた地方団体におきましても、いろいろな調査はいたしたいと思っておりますけれども、それと豪雪との関係につきまして客観的な指標というものを提出するということがどうもいままでのところでは非常にむずかしいというふうな結論でございます。

○鶴岡洋君 理解はいたしますけれども、そういう意見が非常に多いので、もう一度きめ細かい実態調査を前向きにしていきたいと思います、こういうふうに思います。

それから、豪雪地帯における集落機能の維持と民生の安定を図るために五十一年度から基礎集落圏防雪体制整備事業が行われておりますが、また五十三年度からは冬期孤立集落機能維持施設整備事業も行われております。地域ではこれは大変好評であるようでありますが、これまで何カ所行われたのか、また、五十七年度はせいぜい十八カ所、こういうふうになつておりますけれども、これは少ないんじゃないかと、こういうふうに思いますが、この点いかがですか。

○政府委員(柴田啓次君) 基礎集落圏防雪体制整備事業というのは、国土庁で豪雪地帯対策特別事業の一環として行っているわけでございますが、いままでの実績というのは、五十一年度に発足を

いたしまして五十六年度までに四十二カ所行っておりまして。国費にいたしますと十一億二千五百万円でございます。事業費の規模が六千万円でございます。これを二年にかけてやるということでございます。五十七年度の十八カ所と申しますのは、五十六年から継続いたしますもの九カ所と五十七年度に発足いたしますもの九カ所を合わせた十八カ所でございます。

これはいわば国土庁の一種のパイロット事業ということでやっているわけでございまして、大変御好評をいただいで、また五十六豪雪の際にも非常に効果を発揮したということでございますけれども、パイロット事業としてやっていくものでございまして、全体の事業量というものを伸ばしてどの地方団体にもこの補助金をやるという仕組みはなかなかむずかしいと思うんでございます。こういったパイロット事業が契機になりまして、地方団体におきましてもいろいろな特別の起債、豪雪対策事業債などを活用いたしましてこういった施設整備を行うということも期待しているものなんでございます。そういう意味で、事業量として少ないという御批判でございますが、パイロット事業という性格を御理解いただきたいと思うんでございます。

○鶴岡洋君 時間が来ましたので最後に一つ。文部省来ていますか。

公立文教施設等の整備については、豪雪地域の特殊事情を配慮して、屋内運動場に対する補助基準面積の引き上げ、それから校地内消雪施設を補助対象に拡大適用してほしいということで特に五六豪雪のときに地元から強い要望があつたんでございますけれども、この点どんな処置をとられたか、これを最後にお伺いしておきます。

○説明員(逸見博昌君) 御説明いたします。

豪雪地域の屋内運動場につきましては従来から一般地域よりもかなり広い面積をとっておりまして、五十七年度にはさらにそれに追加をいたしまして、特にそういった地域では二学級が同時に体育の授業を行うようなことがしばしば起こるの

で、そういったことが行われましてもなお耐えられるような面積、それにまで改善をしようと、こういうことをいたしております。そのためたとえば中規模校で小中学校両方合わせましてほぼ四〇%前後の基準の改善が図られております。

それから消雪施設の件でございますが、これにつきましましては、公立文教施設整備そのものがそもそも建物の建設費でございまして、したがってこれに別個独立に行われます消雪施設設備、これにつきましましては補助の対象とすることはできません。しかし、御承知のとおり昭和四十五年ごろからすでに行っておりますが、たとえば屋根の雪のおろし、このための配管工事、これはすでに行っておりますし、それから新たに校内の通路路、それから給食物資の搬入、これらにつきましましては昭和五十六年、本年度から新たに運用上補助の対象とするということで出発をいたしております。

○鶴岡洋君 ありがとうございます。

○下田京子君 豪雪地域の対策のためにどう計画をつくるかという点で、これはもう大臣もまた皆さん御承知だと思つてますが、全国の雪害協なんかも繰り返し要望されていると思つてますが、特に計画づくりは下からという御要望が強いと思うわけです。私も、これは五六豪雪の教訓を考えた上でも、やはり地方公共団体がいろいろ苦労されている、そういったものをどういうふうに積み上げていって、また生かしていくのかということが大事ではないかと思うんです。

で、簡単に申し上げますと、これは全国雪害協の御要望ですけれども、計画作成制度を強化してもらいたいということで、一つは、道府県特別豪雪地域の防雪事業計画というものを、それから二つ目には、特別豪雪地帯市町村防雪事業計画というもの、これを柱にしてその防雪事業計画の内容にはおおむね次の三点をいうことで、一つは、防雪事業の基本的方針の問題、二つ目には、冬期道路交通網の整備にかかわる問題、そして三つ目には、冬期地域環境の保全にかかわる問題、こういう

うことを出されているわけなんです。今回はこうしたことが受け入れられずしてさらに十年延長というふうな措置になったわけなんです。こうした団体、そしてまた、五六豪雪の教訓を顧みて下からの計画づくりという点について、衆議院段階で恐縮なんです。災害対策特別委員長としての御所見を一言お聞かせいただきたいと思つております。

○衆議院議員(川保健二郎君) 提案者側から工藤理事も参席されておりますが、私からお答えいたします。

ただいま下田先生御質問の点につきましては、衆議院におきましても特に小委員会を設けまして、その御指摘がありましたので十分存じ上げております。申し上げるまでもなく、当豪雪法につきましましては各党ともそれぞれ意見を持っております。したがって、今回は時限立法にかんがみまして、とりあえず十四条、十五条の有効期限についてのみ措置することとしたしました。

そこで、ただいま御指摘になりましたその他の問題につきましては、今後引き続き各党間で協議が行われていくことと承知いたしております。さらに、全国雪害地帯対策協議会、いわゆる先生のおっしゃられた雪害協と関係地方公共団体等からも種々御要望のあることも承知いたしておりますので、これらの点を踏まえまして今後早急に検討してまいりたいと思つておりますので、御了承願ひたいと思つております。

以上です。

○下田京子君 衆議院の災害対策特別委員長からいまのような御決意等々が述べられたわけですが、それを受けて、実際にこの豪雪法の十年延長にかながみてどう対応されるかというのはまた政府であると思うので、同じくこうした計画作成という点について、今後協議するということですけれども、そうした協議を受けて、大臣としてはこうした関係団体の御要望にどういうふうにお受けいただけるお気持ちがあるかどうか。

○国務大臣(松野幸泰君) 豪雪地帯対策特別措置

法は、議員提案によりまして制定され、特別豪雪地帯の制度を設けるなど、内容の充実を図りながら相当の実効を上げてきたものと考えております。また、これまでの対策にあわせて、地方公共団体における防雪事業計画の策定、特別豪雪債の創設などの関係団体等からの要望があることも十分承知しております。しかし、現下の厳しい情勢を考えますと、これらの要望を直ちに解決していくことは困難であると考えられますので、今後とも研究してまいりたいと考えております。

○下田京子君 現下の厳しい状況の中だから今後いろいろと研究するということなんです。いつまでも研究だけではやはりこれは皆さんの要望にこたえられないです。そこで、国も地方も財政的に厳しいと、こういう中であつて、しかし地方ではどういう苦労をしているか。一、二私からあえて御紹介をし、御感想をいただきたいと思つております。

その一つとして、これは日本海沿岸、特に山形、庄内地方では、特別に取り組まれてきた問題としての地吹雪対策があるわけです。この地吹雪の問題については、なかなか政府に要望してもそれなりの対応がなされないということから、地元でまず調査を始めました。その調査の中で、いままでは政府予算の中にも地吹雪対策の予算も組み込まれてくるようになったわけでありましたけれども、しかしまだ、その研究の結果を踏まえて、じゃ今後防雪林あるいはまた防雪さく、それに合わせた道路の構造等どうしたらいいのかという点でまた一工夫必要になってくるわけなんです。同時に、これをやるとなれば予算的な措置も必要になってきます。地吹雪というのは下から雪が降ると言われるような感じですから、豪雪の中に見てくれないという問題がある。ところが、もう大変な状態になって、交通は途絶、そのことによつて商店はもう売り上げもストップ、あるいは学校も休校とかという大変な地域に影響が出るわけなんです。こういう特殊なやけ雪による現象という問題を別途また考えていくという点で、地元

のこういう苦労をきちつと据えて、いま今後の対応の中に盛り込んでいく必要があるのではないか、こう思うわけなんです、そういう点での御感想と、またこうした地域の特長のことをどういうふうにお考えになつてゐるのか。

○国務大臣(松野幸泰君) よく御高説のほどわかりますが、そう簡単に直接、一朝一夕にできるとは考えませんが、十分研究しまして処理してまいりたいと思つてゐます。世界的に見ても、日本よりもっと豪雪地帯で、もっと文化的な生活のできておる地域も私たちも十分知つておりますので、それなども参考にしてまいりたいと考えております。

○下田京子君 大臣ね、世界的にもっとひとところでもっと文化的な生活されてゐるというところがあると言いましたね。それだけ御承知でしたら、それを日本の中でどうやるかということがいま不十分じゃないですか。それがいま大臣に求められてゐるところじゃないでしょうか、いみじくも指摘されましたように、それをするために、地方公共団体と協議して総合的かつ計画的な、本当により文化的な生活がその雪の中でもやれるというふうなことで、これは国土審議会なんかにも諮りまして根本的な見直し作業等が必要でないか。その際に、具体的に申し上げますと、たとえば新潟県なんかでも五十年から行つておりますが、冬期保安要員、これは五十六年度ですと、三十市町村で二百二十三名の方が特別職、臨時非常勤嘱託員というかつこうで、月十万と九千円のお金をいただきながら仕事もやつてゐるんです。ですから、大臣いまお述べになりました、より文化的な生活をどういうふうにするか、まさにいま世界各国でいい例があると言われました。見本に聞かしてください。

○国務大臣(松野幸泰君) いますぐ答えようと言われましても、いろいろな角度から検討をいたして後ほどお答えをしたいと思います、もっと文化的なということは、一つだけ例を申し上げます

が、北欧の国々、それからスイスが、北海道の半分ぐらいの面積しかない。人口は北海道の人口より少ない。国語は三つある。しかも緯度から言うならば北海道の北の果て、しかも山また山、豪雪地帯。それでも十分産業も発展し、道路も整備できておるということを、私はいつも非常に貴重な資料として問題にしておるわけでございまして、この点また何かとお知恵を拝借したいと思つてゐます。よろしくお願いいたします。

○下田京子君 大臣が、そういう世界的な立場から知恵も、そしてまた具体的な対応も御承知でしょう。問題はそれをやるかどうかという、大臣を含めた政府の姿勢にあるんじゃないでしょうか。まさしくいまそのことが問われてゐると思ふんです。

衆議院の災害対策特別委員会でも、これは今後十年間の中で、とりあえず十四、十五条のその延長という中で具体的なことは考えていきたい、こうおっしゃつてゐるんですから、それがむしろ逆行で、十四、十五条にかかわる特別な措置の部分で六分の一財政的にカットしてゐる。それは余り影響ないよと言ひますけれども、ざつと七千万円ぐらいは地方自治体にかぶつていくんですよ。そういう状況を考えますと、やはり私としては、繰り返し申し上げておりますけれども、この豪雪対策の抜本的強化ということを政府みずからが考えなければならぬと思ふんです。

最後に、もう時間になりましたから再度言います。第一番目に、都道府県、市町村とよく相談して、豪雪対策計画というものを、国が積極的に今後対応するために検討いただけるかどうか。

それから二つ目には、その計画を進めていく上でいま非常に、財政再建で三年間非常に厳しいと言ひつても、問題は財政的な措置等がなければなりませんので……
○委員長(村沢牧君) 下田君、時間が来ましたよ。
○下田京子君 その財政的措置等も含めお考えいただけるかどうか。そのことを最後にお聞きして私の質問を終わります。

○国務大臣(松野幸泰君) 十分検討させていただきます。

○伊藤郁男君 いままでお話がございましたように、豪雪地帯というのは他の地帯と比べまして最初からハンディを背負つてゐる。五六豪雪の際も北陸地方を視察をしたわけですが、あの地域ではかつては結核患者が日本一だったと、こういう話を聞いてゐるわけですが、雪を知らない地域から見ると、まさに豪雪地帯というのは想像を絶するものがあると思ふわけであります。

そこで、均衡ある国土の発展、生活の環境の整備、こういうものを引き続き対策を強化する、こういう意味における本法案の改正案には全面的に賛成をするわけでありますが、時間がありませんので二点だけお伺いしておきたいと思ひます。

一つは、この五六災害の場合も、鉄骨スレートぶきの建物が非常に被害をこうむつてゐるわけですね。福井とかあいうところは雪の質が重いのですから、どうしてもそういうような被害が出る。したがつて、今後やっぱり学校とかさらには工場とか、そういうものを鉄筋コンクリートに改築していく、こういう方向性を強めていくべきではないかと、こういうふうに思ひます。

この点に関しては財政金融上の措置が必要だと思ふんですが、それについての特段の処置を講ずるべきだと思ふけれども、その点についてはどう考えておられるか。

第二点は、これもまた五十六年の豪雪で大変に被害を受けたのは園芸施設被害ですね。ところが、現行の農業災害補償法によりますと、雪の害というものは対象外になつておるわけでありまして、この施行規則第三十三条二十四、これによると暴風と地震ということになつておまして、したがつてこの被害に対しては救済の措置がないというわけであります。したがつて、この農業災害補償法の施行規則第三十三条の二十四、この中に豪雪による被害をさらに加えていくべきだと思ひますし、そのことによつて今回のこの法律の効果

をさらに高めるべきではないか、こういうように思ひますけれども、御所見をお伺いをして終わります。

○説明員(逸見博昌君) 御説明いたします。

学校の木造施設の鉄筋化、この問題につきましては、私どもその基準の点数の引き上げというふうなことも含めまして、従来から鋭意努力をしまつておられます。まだまだほかの地域に比べまして木造の比率多うございまして、市町村から出てまいりました御要望に全部おこたえするつもりで臨んでおります。

○国務大臣(松野幸泰君) いまちよつと打合わせしておつたんですが、国土庁の方で連絡をして調整させていただきます。

○伊藤郁男君 終わります。

○委員長(村沢牧君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○委員長(村沢牧君) 御異議ないと認めます。別は御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村沢牧君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○委員長(村沢牧君) 御異議がないと認め、さよう決定いたします。

午後二時三十分まで休憩いたします。

午後二時休憩

午後二時四十分開会

○委員長(村沢牧君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、鶴岡洋君が委員を辞任され、その補欠として藤原房雄君が選任されました。

○委員長(村沢牧君) 災害対策樹立に関する調査を議題とし、昭和五十七年度防災関係予算について政府から概要の説明を聴取いたします。松野国土庁長官。

○国務大臣(松野幸義君) 昭和五十七年度における防災関係予算の概要について御説明申し上げます。

わが国は、その自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、地震等による災害を受けやすく、また、社会経済の発展に伴い災害の態様も複雑、多様化してきており、これらの変化に即応し、強力な施策を推進する必要があります。

政府といたしましては、防災基本計画に基づき、防災に関する科学技術研究の推進、災害予防の強化、国土保全の推進、迅速適切な災害復旧の実施等に重点を置いて、その推進を図っているところであります。

特に、災害復旧につきましては、昨年、豪雪、梅雨前線豪雨、北海道における豪雨、台風十五号等の災害が多発し、その被害は例年に比して多額に上っております。これらの災害に係る復旧事業については、その促進を図ってまいります。

地震対策につきましては、東海地震対策として、地震防災対策強化地域における財政特別措置法に基づき、避難地、避難路の整備等の地震対策緊急整備事業の円滑な実施を図るとともに、関係税制の整備を行うなど、その対策を一層推進いたします。

さらに、災害応急対策の充実、都市防災性の強化等大都市震災対策の一層の推進を図るため、南関東地域を対象として地震被害想定調査を進めてまいります。

また、災害対策を一層強力に推進するため、新たに国土庁に防災業務課を、気象庁に地震予知情報課を設置することとしております。

昭和五十七年度においては、これらの災害対策の総合的な推進を図るため、総額二兆五百二十億円の予算を計上しております。

その内訳を申し上げますと、まず、科学技術の研究につきましては、地震、火山噴火の予知及び雪害防除に関する研究並びに各種災害の未然防止及び被害の拡大防止に関する研究等を推進することとし、そのため、予算額二百八十四億円を予定しております。

次に、災害予防につきましては、気象及び地震に係る観測施設、消防施設、通信施設その他の防災施設、設備の整備を図り、あわせて都市防災対策事業等を推進するとともに、防災に関する教育訓練に努めるとともに、そのため予算額三千百三十四億円を予定しております。

第三に、防災の基本ともいえるべき国土保全につきましては、長期計画に基づき、治山治水事業、海岸保全事業、農地防災事業等の推進を図ることとし、そのため予算額一兆二千八百八十八億円を予定しております。特に、治山治水事業については、昭和五十七年度から第六次五カ年計画を発足させることとしております。

最後に、災害復旧等につきましては、不幸にして災害が発生した場合に、災害の実情に応じて救助活動等必要な応急対策を講ずるほか、迅速かつ適切な災害復旧を図り、さらに、被災者に対する必要な金融措置を講ずることにより、復旧資金の調達を円滑化を図ることとし、そのため予算額四千九百十四億円を予定しております。

これらの政府予算のほか、公社、公庫等の政府関係機関におきましても、それぞれ所要の予算措置を講じているところであります。

以上、昭和五十七年度における防災関係予算の概要を御説明申し上げますが、昭和五十七年度の防災対策につきましては、各省庁の協力のもとに万全を期してまいりますので、よろ

しくお願いいたします。

○委員長(村沢牧君) 続いて補足説明を聴取いたします。川俣国土庁長官官房審議官。

○政府委員(川俣芳郎君) お手元に五十七年度における防災関係予算の概要という冊子を配付してございますが、これに基づきまして補足説明をさせていただきます。

まず第一ページでございますけれども、五十七年度の災害関係二十省庁の予算の合計は二兆五千二百億円でございまして、五十六年度の二兆五千四百億八千二百万円に比較いたしますと約十五億円の増、ほぼ前年並みの額となっておりますが、各省とも重点的な事項についてはこれを確保するよう努力をいたしております。

防災関係の予算は四つの範疇に分かれるわけでございまして、まず第一に、科学技術の研究の関係で、科学技術庁を中心としたしまして合計二百八十三億円の予算が計上されております。災害予防関係につきましては三千百三十四億円の予算、国土保全関係で一兆二千八百八十八億円の予算、災害復旧関係で四千九百十三億円の予算となっております。

ここで一言申し上げたいんですが、災害復旧関係についてはございまして、これは当初予算ベースの数字を並べておるわけであります。御案内のとおり昭和五十六年中におきまして台風十五号を初めといたしまして多くの災害が発生したわけであります。そこで、災害復旧の進捗度合いは、初年度に三割、次年度五割、三年度で二割というところで三年度間で実施をいたすのがルールになっておりますけれども、災害復旧の緊急性にかんがみまして、五十六年度の補正予算におきまして約二千六百億円の追加がなされたわけであります。したがって、実質的に五十七年度で執行いたしますものが五十六年度に予算化されておるという事情があることを申し上げたいわけであり

ます。
以下、各項目につきまして主な予算の計上の状況を御説明申し上げます。

二ページをお開きいただきます。科学技術の研究の関係であります。科学技術庁関係で百九十四億円の予算。

それから三ページにございまして、新規事業といたしまして、通産省関係で、断層の活動性の調査法標準化に関する研究、それから高圧ガス設備の災害防止に関する研究、液化石油ガス供給事業安全技術開発、この三項目が新規事業であります。

四ページに参りまして、建設省関係で十九億円の予算が計上されておりますけれども、新規といたしましては、雪に強い都市づくりに関する総合技術の開発、建築物の防火設計法の開発、これらが新規事業であります。

なお、科学技術の研究の項目につきまして御印がついておる項目がありますけれども、これはいわゆる地震予知関係の研究開発に関する項目でありまして、これを合計いたしますと、四ページの表にございまして六十六億円の予算に相なっております。トータルをいたしまして、科学技術の研究関係で二百八十三億円の予算に相なるわけであります。

五ページに参ります。災害予防の関係でございますが、まず国土庁関係で防災週間行事があります。これは現在御案内のとおり九月一日に地震防災訓練を実施いたしておりますが、これを拡充いたしまして週間行事といたしたい、かように考えております。これが新規事業であります。それから、南関東におきまして被害想定調査、昨年度に引き続き行うものであります。前年度に比較をいたしまして約一千五百万円の増額を図っております。ほかに国土庁関係の新規事業といたしましては、特別災害危険地域における防災計画指針策定調査があります。

次に、六ページに参りまして、通産省の百二十億円の予算でございます。その主なものは、鉱山保安用機器の整備等、あるいは原子力発電施設の保安監督指導等の経費であります。七ページに参ります。海上保安庁関係で五百五

十三億円余、巡視船艇、航空機、通信施設等の整備に要する経費であります。気象庁関係で百七十四億円余、建設省関係で千九百二十七億円余、この中には下から三番目の都市災害対策総合評価手法樹立調査等、新規事業も含まれておるわけであります。

八ページをお開きいただきます。消防庁関係が百九十三億円余でございますが、このうち主なものは、消防施設等の整備に要する百三十五億円余であります。トータルいたしますと、災害予防の関係で三千百三十四億円余と相なるわけであります。

九ページをお開きいただきます。国土保全関係であります。この中で主なものは農林水産省と建設省関係でございます。農林水産省関係で二千六百五十四億円余、治山事業、海岸保全事業、農地防災事業等がその内容であります。治山事業関係では重点保全地区総合治山事業という新しい事業が含まれております。運輸省関係で三百九十一億円余、建設省関係で九千五百二十二億円余、この中には河川事業、ダム事業、砂防事業等が含まれておるものであります。以上、国土保全関係で一兆二千八百八十八億円余と相なっております。

十ページに参りまして、災害復旧等の関係で四千九百十三億円余であります。五十六年災の復旧費の扱いについては、先ほど申し上げましたような事情があるわけであります。

最後に、参考資料といたしまして、十一ページに公社、公庫等の予算の概要をお示しいたしております。日本国有鉄道において鉄道構築物の改良等五百六十八億円余、日本電信電話公社の通信網の確保等といたしまして九百三十一億円余、以下、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本私学振興財団、これはいずれも融資枠でございます。農林漁業金融公庫の場合でございますと災害復旧資金の貸し付けの融資枠、住宅金融公庫の場合でございますと災害復興住宅資金等の融資枠、日本私学振興財団については私立学校の災害復旧事業に対する融資枠ということに相なるわけであ

ります。

以上で補足説明を終わらしていただきます。

○委員長(村沢牧君) 以上で説明の聴取は終わりました。

○委員長(村沢牧君) 次に、昭和五十七年浦河沖地震による災害について政府から報告を聴取いたします。川俣国土庁長官官房審議官。

○政府委員(川俣芳郎君) 浦河沖地震によります災害についての被害状況、それからその対策について御説明を申し上げます。

お手元に三月二十九日十五時現在の、これは北海道庁でまとめた数字でございますけれども、被害の状況の表を差し上げてございます。

今回の地震は、三月二十一日十一時三十二分ごろでございますが、北海道浦河町西方沖二十キロメートル、深さ十キロメートルの海底でマグニチュード七・三の地震が発生したわけであります。各地の震度は、北海道浦河町で震度六の烈震、小樽、苫小牧、札幌等で震度四の中震であり、その他広い範囲にわたって地震動がございました。また北海道、東北地方の太平洋岸で小規模な津波が観測されたわけであります。

三月二十九日十五時現在の主な被害状況でございますが、表にもございますように、死者、行方不明なしでございます。負傷者が百六十九名、うち重傷者二十名であります。全壊家屋が十二棟、半壊十九棟、一部損壊六百七十二棟と相なっております。また、道路につきましては国道二百三十五号線で、鉄道は国鉄日高本線で一部が不通となり、その他、各地で停電、断水等の被害が発生をしたわけであります。

この災害に対処いたしますために、北海道庁に北海道地震災害対策連絡本部が、浦河町ほか七市町に市町災害対策本部が設置され、消防機関による防災活動、北海道警察による災害警備活動、自衛隊の災害派遣等、万全の応急対策が講じられたわけであります。政府におきましては、関係省庁におきまして係官を現地に派遣いたしますとともに、被害状況、復旧工法の調査を行い、また、三月二十三日と三十日には災害対策関係省庁連絡会議を開きまして、被害状況の把握に努めますとともに、諸対策について協議をいたした次第であります。

これまでの復旧の状況及び今後の対策については、次のとおりであります。

まず、交通、通信、公共施設等の復旧についてでございますが、停電、電話回線の不通等については直ちに復旧工事を行い、地震発生翌二十二日には復旧をいたしました。断水につきましては、自衛隊等の給水車による応急給水を実施する一方、復旧工事を急ぎまして、三十日までに全面復旧をいたしました。国鉄日高本線のうち現在不通の区間につきましては鋭意復旧工事が進められておりまして、静内―浦河間につきましては四月五日、浦河―模似間につきましては四月下旬をめどに開通を図るということにいたしております。

国道二百三十五号のうち現在不通の静内橋につきましては、応急復旧が現在進められておるわけでありまして、四月中旬をめどに小型車の通行の確保を図ることとされております。以上のほか、被災いたしました道路、港湾、漁港等の公共土木施設、農業用施設、公立学校施設、社会福祉施設等につきましては、応急復旧を行いますとともに、現地の体制が整い次第、速やかに災害査定を実施し、早期本復旧を行うことといたしております。

次に、被災者等に対する援助について申し上げます。住宅被災関係につきましては、住宅金融公庫によります災害復興住宅資金の貸し付けを行うことを決定いたしております。中小企業関係につきましては、被災中小企業者に対し政府系中小三機関によります災害復旧貸し付けを行うことといたしております。地方財政上の措置につきましては、被害状況を把握し、財政状況等勘案の上、地方債、特別交付税等の措置を検討することといたしております。

今後とも、今回の地震によります災害につきましては、関係省庁間の密接な連携のもとに、その対策に万全を期してまいり所存でありますので、御了承いただきます。

○委員長(村沢牧君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○下田京子君 一、二質問いたしますので、簡潔にお答えいただきたいと思うんです。

いま御説明、御報告の中にもございましたけれども、国道二百三十五号線の問題、四月中旬ごろに復旧のめどを、ということをおっしゃっておりますけれども、仮橋のお話が大部分出ております。この仮橋のことについて、いま道とかあるいは市町村でいろいろ検討されているということでございますので、建設省、このことについてもう速やかに、道からお話があったと思うんですけれども、対応いただきたいと思うんです。

○説明員(萩原浩君) お答え申し上げます。

ただいま先生が御指摘のように、現在二百三十五号線の静内橋は交通どめをいたしております。大変あれで申しわけないんですが、いま先生御指摘の仮橋のお話でございますけれども、いろいろ検討いたしました結果、仮橋もかなりの延長になります。したがって、仮橋をかけるよりは現在非常に損傷のひどい第三番目の橋脚に仮設の橋脚をつくりましてそれで小型車を通しながら復旧するのが一番早い、こういうふうな判断いたしましたので現在北海道開発局でそのような作業を進めておるところでございます。

○下田京子君 仮橋のこともしましたが、幹線道路を二本にせよという要望もございまして、その点もひとつお含みいただきたいと思っております。

それから、気象庁が見えになっていいると思うんですけれども、先ほどの御説明ですと――気象庁じゃなくて、建設省の国土地理院ですか、地震の予知関係の予算が六十六億円というふうなことで組まれておりますけれども、実はこの地域大震地帯が多く、北海道の中でも特に観測強化地域あるいはまた特定観測地域、こういったところに入れていると、これは浦河町の議会等からも再三御

要望が出ているわけなんです、この辺いかがでしょう。

○説明員(香山仁君) この地域に關しましては大學、關係機關で觀測施設それぞれ設置してありまして、地震、微小地震それから地震變動、驗潮、こういった各項目の觀測をそれぞれ行つております。国土地理院におきましても、五十七年度早々にこの地域に百キロメートル余りの水準測量を実施する予定にしております。このようなことで地震予知連絡会の地域指定は行われておりませんけれども、特定觀測地域に準ずる程度の觀測がすでになされていくと、このように考えております。

なお四月一日、明日でございますけれども、地震予知連絡会の特定部会が開催されることになっております。この席では今回の浦河沖地震に關しまして技術的な検討をしていただくわけですが、同時にこの地域指定の問題につきましても専門的な立場から検討していただく、こういう予定にしております。

○下田京子君 もう時間がないんで大臣に一言だけお聞きしたいことなんですけれども、いろいろ対応はされているようですが、ここは激甚災害の指定は受けられそうもないというような話でございます。とすれば、中小企業にいろんな手当てをしますよということですが、激甚の指定があるかどうかではかなり違ってくると思うんです。中小企業対策なんですけれども、有珠山の噴火のときには特別に対応されたかと思うんです。そして別途対策も考えつつ、よりきめ細かく御検討いただきたいということで大臣の御決意一言だけお聞きしたいと思います。

○國務大臣(松野幸榮君) いまの御意見につきましては、担当者によく検討いたしまして最善を尽くしてまいりたいと思ひます。

○下田京子君 よろしいです。

○鈴木和美君 私は一般の問題について御質問しますが、決して長官を茶化すと思つて聞いてほしいんです、長官はお生まれ、育ちはどちらですか。

○國務大臣(松野幸榮君) 私は岐阜の平坦部で生まれて育ちまして、濃尾地震のあつた、非常に被害を受けた、まあ私は生まれる前でございまして、そういう地域でございまして。

○鈴木和美君 閣内で国土庁長官というのは何番目に偉いんですか。

○國務大臣(松野幸榮君) それぞれ自分が一番だと思つておりますので、それは私からは率直にお答えしようと思ひます。

○鈴木和美君 私はなぜそのことを聞くかと言うと、前の原長官のときにもお話し申し上げたんですが、災害の特別委員会である対策について協議し、質疑が行われるわけなんです。もちろん、各省庁間の統一的な対応のための協議というのは当然あることは私も承知してあります。けれども、集約的に大臣の見解を求めて、そのことに對して全力を注ぐというお答えがあれば當然質疑を行つた者としては期待しますし、またその経過を知りたいというようにすることは当然ですね。

私は一つの事例を申し上げますと、きょうですか、参議院ではマツクイムシの法案が通ります。私は災害特別委員会でもマツクイムシの問題だけに限つて一時間時間をとらさしていただきました。そのときに長官は淡路島であつて、自分も淡路島がマツクイムシで大変な被害をこうむつていくこともわかるし、マツクイムシの被害が災害に及ぼす影響ということを本当にしみじみと感じている、だからこの対策に十分自分自身は努力をしたいというお答えがあつたんです。そのときに空中散布の問題も、また伐倒しなげな問題も根本的な問題として述べました。よくわかつたというお話で答えがあつたんです。ところが、そのお答えと今回の法案との關係を見ると、もちろん伐倒の方が多少従来よりは予算的にも伸びていることは認められます。けれどもやはり委員会ではいろんな質問したことは、私はぜひこれからの形式的な討論はやめたいと思ふんです。大臣もできないものはできないとお答えになつた方が私は率直でいいと思ふんです。ところが、検討しますとかど

うしますと言われると、政府の答弁の検討しますという意味はどういう意味かわかりませんけれども、検討するということは検討しないに等しいという説もあるぐらいなんです。そういう意味では今後国土庁長官としていろんな難関があると思ひますけれども、この災害問題に關する、つまり対応する大臣の基本的な対応の考え方というものについてぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(松野幸榮君) 申し上げるまでもなく、災害については国土庁が第一線に立つて各省と連携をとつてやる役所であることは申し上げるまでもありません。したがつて、国土庁がすべての仕事をすることもできませんので御意見など十分承つて、各省それぞれに連携をとりながら最善を尽くしていくのが国土庁の使命だと考えておりますので、そのように処置をさせていただきます。

○鈴木和美君 もう一つ、それに関連しますが、災害が起きたとき、つまり復旧というか事後処理というか事後対応というか、このときの委員会などの対応というのは非常に敏速であるし、またよくやつていただけていると思ふんです。しかし、前段のときの私の指摘ではないんですが、予防とか予知とか、あらかじめという方の問題になるとどうしても対応が鈍いし遅いと思ふんです。ですから、もちろんこういう財政状況のことですから大変なことはわかりますが、生命に關する問題ですからやはり予算策定の時期にもよほど全力を尽くしてがんばつていただかないと起きてからの費用の方が大きいということではナンセンスだと思ふんです。そういうことを感じますのでぜひ予算策定に当たつたときにでも長官のさらに御努力を期待をしたいと思ふんですが、いかがですか。

○國務大臣(松野幸榮君) 災害特別委員会の各委員の皆様方から大変強い御支援をいただきましたが災害対策をやつておることは申し上げるまでもありませんが、今後ともその方針で格別な御協力をいただきますが所期の目的のために全力を挙げ

てまいります。

○鈴木和美君 ぜひお願い申し上げたいと思ふんです。

さて、この防災関係予算の概要についての審議官からの御説明の中で二つばかりお尋ねしたいんですが、今度国土庁に防災業務課、それから氣象庁に地震予知情報課というものを設置なさつたわけですね。これは、この業務が設置されるということによつて、人間の關係、従事者の關係というのは、總體的に国土庁の人員はふえたんですか。

○政府委員(川俣秀郎君) 国土庁關係の組織の改変について申し上げますと、いまお話ししましたように、予算成立後防災業務課を一課新設することになりました。現在、防災企画課、それから震災対策課がございまして、三課体制になるわけでございます。新しい課では、現在防災企画課なり震災対策課をやつております災害が發生いたしました際の応急対策と申しますか、いわゆる災害の実動部隊の面を独立をさせて防災業務課で担当するということにしたいと思つておるわけでございます。従来の防災企画課、震災対策課はそれぞれ災害一般あるいは地震対策についての企画立案の業務に専念をする、こういう体制にしたいと思ひます。

人員の關係につきましても、現体制の中で二名増に相なりますけれども、私もどなたか申し上げては、これで決して十分であるとは思つておりません。今後ともその人員増に努めてまいりたいと思ひますけれども、まず今回は、三課発足いたしましたので、その現場といひますか、の部門と、それから企画部門とを分けて、それでそれぞれに専念をするようなことで努力をいたしたいと考えておるところでございます。

○鈴木和美君 そうすると国土庁、総体として人員は二名ふえたということになるんですか。私はそれは理解してないんですが、国土庁の業務の再編というものをやることの方が主でやられておつて、そうすると、いろんな各課の、つまり問題点があつて、そういうものを解消するためにこの課

が設置されたというような意味で聞いておって、
総体的に人員が何かそうではないように私は思っ
ておったんですが、いかがですか。

○政府委員(川俣秀郎君) ただいま申し上げまし
た二名増といふのは、私も防災関係の部門
の体制でありまして、国土庁全体といたしまして
は、定員の削減が三名あるようでございます。増
が一名、合計で二名の削減と相なっておりますよう
でございます。

○鈴木和美君 総定員法の問題などもあったり、
ゼロリングの問題もあつたりで大変だと思っ
ていたんですが、ぜひこれも努力を次年度に向けてやっ
ていただきたいと思います。私は決して、人命
を守る国土庁として万全だとは言えないと思っ
ます。みんなが大変苦勞をしておると思っ
ます。そういう意味ではぜひ長官も仕事の内容に御
理解を深めてもらつて、ぜひ仕事をする人たちが
生きがいを持って仕事ができるように御尽力いた
だきたいと思つます。いかがですか。

○国務大臣(松野幸次君) どうもありがとうございます。
います。私からお礼申し上げます。

○鈴木和美君 日高の問題の御説明、報告がござ
います。まだ復旧が行われないところ、鋭意
行つているところありましようから、私は全力を
尽くしてほしいと思つます。いま時間がございます
ませんので個々の問題には触れませんから、ぜひ
全力を尽くしていただきたいと思います。

ただ私が心配なのは、この浦河沖の七・三とか、
浦河では震度六とかという数字を見たときに、こ
れが都会で発生をしたらどういふことになるん
だろうといふことを非常に痛感したわけでありま
す。それで大地震が首都圏やその他の大都市地域
で発生した場合の対策、これはいま全国的なネッ
トワークといふようなことで研究されているみた
いなんです。どういふ対策を進められているの
か、お聞かせをいただきたいと思つます。

○政府委員(川俣秀郎君) 大都市の震災対策がき
わめて重要かつ緊急な課題であるといふことは、
ただいま御指摘のとおりでございます。政府とい

たしましてはそのような認識のもとに、大都市震
災対策推進要綱といふものを設けまして、これは
各省にまたがるわけでございますが、三つの柱を
立てて現在その対策に取り組んでおるといふこと
であります。

第一は、避難地、避難路、あるいは建物の不燃
化の促進といふようなことを通じまして、都市
防災の推進を図るといふことであります。

第二は、防災訓練、自主防災組織等の充実によ
る防災体制の強化と、防災意識の高揚を図るとい
ふことであります。

第三は、地震予知の研究の推進であります。以
上三点を重点項目といたしまして、現在鋭意取り
組んでおりますが、今後とも努力をいたしたいと
思つております。

それから特に国土庁といたしましては、五十六
年度、五十七年度の二年度間でもって南関東の地
震の被害想定調査といふものをやっております。
これは関東大地震と同規模の地震が南関東におい
て発生をいたしました場合に、現時点においてど
のような被害が生ずるかといふことについての調
査であります。この調査の結果が出てまいりまし
たならば、それをもとにいたしまして、災害応急
対策システムといふものをもう一度再検討しよう
といふことで現在進めておるところでございます。

○鈴木和美君 最後の質問ですが、いまいみじく
も審議官おっしゃいましたが、国民の地震に対す
る意識といふものは、私はやっぱり災害ですから
起きてみなければわからぬと言つてしまえばそれ
までなんです。今回の浦河沖の大地震といふもの
を見ても、被害が最小限度に食い止まつたとい
ふことの最大の要因は何かといふことを考え
てみると、町民の地震に対する関心度ですね、こ
れが非常に高く、地域住民への防災知識が徹底
されておつた、そのことが町民が大地震に冷静に
対応できたといふことじゃないかと思つます。
したがって、そういう予備知識といふか、大
地震に対する教育といふか、そういうものは、大

都市の惨事などを考えれば、これはテレビその他
を通じてながらも、報道機関を通じてながら、徹底し
たそういう災害対策といふものに対する教育、P
Rを私はすべきだと思つますが、このことにつ
いて大臣の見解を承つて質問を終わりたいと思
います。

○国務大臣(松野幸次君) 浦河沖地震の被害が最
小限にとどまつた大きな理由には、過去の地震の
経験や、防災訓練等を通じて住民に地震に対する
心構えがしっかりとできており、今回の地震の場
合も発生直後に各家庭で火の始末をするなど、適
切な対応措置がとられたことが挙げられると思
います。政府としてはこれまで地震対策の重点の
一つとして自主防災組織の強化、震災対策訓練の
実施等による防災体制の強化という、防災意識の
高揚といふことを挙げて国民への防災知識の普及
に努めてきたところでありますが、今回の経験に
かみ、さらにこうした対策の充実を図つてい
きたいと思つております。

国土庁としても、毎年九月一日の防災の日に総
合防災訓練を実施して国民の防災意識の高揚を
図つていられるわけでありますが、五十七年度から新
たに防災の日を含む一週間を防災週間として定
め、各種の防災行事を実施して国民への防災知識
の普及に役立ててまいりたいと考えております。

○藤原房雄君 時間もありませんから端的にお答
えいただきたいと思つますが、先ほど災害復旧に
ついて進められている現状については御報告があ
りました。それは概括的な報告でございまして、
まず災害につきましても、地震災害ですから、一
つは予知体制、これが現状でいいのかといふこと
があらうかと思つますが、これについては先ほど
ちよつと話がありましたけれども、浦河沖地震所
を、これは気象庁所管のものでありますけれども、
これは気象庁の地震観測施設といふのは、
これは小さい地震についての観測の施設であり、
それから微小地震観測所、これはいづれにしても
小さい地震を連続的に観測するといふようなこと
のようですね。これは特定観測地域といふのは、

秋田沖ですか、それから北海道東部ですね、秋田
県西部、山形県西北部、このちよつと穴になつ
ていふようなところで、この八戸沖、日高沖です
か、この辺は非常に多いところですから、やつぱ
り予知、それは学問的には非常にむずかしいとい
うことは私も十分わかるんですけれども、非常に
災害の多いところであるだけに、特定観測地域と
してこれは地震予知体制を強化することは当然必
要なことだろつと思つます。浦河だけではないか、静
内、あの周辺についてはどういふ形にするか、専
門的な立場から御検討いただきたいといふことが
一つ。

それから、復旧に当たりましては、公共施設と
それから個人災害とがあるわけでありまうけれど
も、今回法的に激甚災とか災害救助法とか、こ
ういふ法的な適用といふのは、被害の現状からい
まして、地震そのものは震度六といふんですか
ら宮城沖地震より大きいわけでありまうけれど
も、被害総額、被害の現状といふのは、散在いた
してありまして集中的でない。被害を受けた方々
にはまことに大変なことだろつと思つのでありま
うが、この復旧に当たりまして、まず公共施設に
ついて、これはもう各市町村、それぞれ国の施設
はもちろん開発庁が中心となつて推進しているだ
ろつと思つますが、公共施設の復旧についての早
期施行、これにつきましてはこつちの法の網がか
からない中でどういふ手だて、これはどうしても
市町村に対する財政負担といふのは非常に大き
くなるのではないかと。

それから、個人災害につきましても、これはい
ずれも激甚災とか、こつちの法の網がかぶりませ
ん。住宅金融公庫の措置をいふお話がありま
うけれども、貸付金の利息とか償還期間、それから
償還の特例ですね、こつちのことが考えられてお
るんだろつと思つますけれども、大きい地震であ
る割りに被害が最小限度に食い止められたとい
う、教訓といふことではないかと思つておられます
けれども、罹災者に対しての施策として、は、
本当にきめ細かにしなければならぬだろつと思

います。そういうことで、これは特段の配慮が必要だろうと思います。当地は、御存じのとおり二年間にわたります冷害と、昨年はまた大きな被害をこうむっておる地域でございまして、地域経済といたしまして非常に疲弊をしておる、こういう現状からいたしまして公共事業、それから個人災害、こういう問題について、もっと具体的な政策について現在検討しておること、それからまたこれからしようとするところについて御答弁いただきたいと思いますが、どうでしょう。

○政府委員(川俣秀郎君) 今回の地震に關しましての対策については、先ほどその概要を申し上げたとおりでございます。繰り返して申すに、恐縮でございますけれども、個人対策といたしましては、やはり何と申しましても住宅等で被害を受けた方が一日も早くもとどおりの生活をされるということでありまして、これはいよいよ激甚災に指定された並みの対策が今回講じられていたって過言でないと思ふんでございます。住宅金融公庫によりまして災害復興住宅の貸付けがかりであります。

それから中小企業関係につきましては、先ほど申し上げましたとおり、政府系三金融機関によりましてこの災害復旧貸し付けをすでに実施することを決定しております。また、道におきましても道の単独事業で災害関係の融資をなさることを検討されておるといふうに聞いておるところであります。

また、公共施設等の災害復旧につきましては、現在関係の省庁でそれぞれ被害の状況の正確な把握に努めておるところであります。先ほど申し上げましたように、まとも次第、また現地の体制が整い次第、現地査定を行いまして、早期の本復旧に取りかかりたい、さように存じておるところであります。

○藤原房雄君 それはさつき話しておるわけだ。そこからもう一歩きめ細かな、これは大きな激甚災という網がかればそれなりの特例措置等あるわけですが、これはちょうど被害の現

状から見ますと、被害を受けた方には申しわけないんだけれども、古い家屋であつて、防災対策という観点からしますと、あと一歩というような感じのところを被害を受けたようですね。また、地域的にも集中的に二町村、二地域について被害を受けたという、これは地盤の関係とか何かあるんだらうと思います。しかし、町民としましては最大の努力をして未然にこれだけの被害を小さく防いだということは、これは大変なことだと思ひますね。被害を受けた方々のための、法的には確かに激甚災とかこういう網はかぶらないのかも知れませんが、この現状にかんがみて大臣、これは政治的な判断としまして、もう少しひとつ地域性、こういうまた二年連続の被害を受けたという現状等の中で、それから市町村につきましても地方財政としまして、大変な、産業が非常に低迷をいたしておる中で、日高沿岸の市町村の現状にあるという中で、これは自治省とのいろんなお話になるだらうと思ひますけれども、これせひきめ細かに御検討いただいて、何らかの措置ができるように、これは法律上じやなくて、やつぱり政治的な判断ということだと思ひますけれども、大臣、先ほど鈴木委員からお話ございましたけれども、実力を発揮して、これは何らかして一歩でも進めていただきたい、こう思ふんです。

それから今回の災害に当たりましていろんな教訓があつたわけですが、さつきもお話ございましたが、今後もうこういう教訓を生かして、地震対策を進めるに当たりまして、大臣としていまいろいろこれはまとめられておられることだと思ひます。この今回の宮城沖より大きい地震でありながら、町並みとか、地盤、相違はあるかもしれませんが、最小限度に食い止められた、これを生かしてということ、どのようによい大臣がお考えになつていらつしやるのか、それを今後にぜひ生かしていくという観点で、この点についても大臣の確固たる、しかとした御答弁をいただきたいと思ふんですが。

○国務大臣(松野幸榮君) 今回の地震はマグニチュード七・三の大きな地震であつたにもかかわらず、死者行方不明がなく、また、地震につきものの二次災害としての火災発生もなく、被害が最小限にとどまつたことは不幸中の幸いでありました。このように被害が最小限にとどまつた大きな理由には、住民が十勝沖地震の過去の地震の経験にかんがみ、防災訓練等を通じて地震が起きたときにはまず火を始末するなど、地震に対する心構えが十分できていたことだと思ひます。先ほど説明申し上げましたとおり、浦河沖地震による災害につきましては、各般の措置を講じているところでありまして、今後も関係省庁間の密接な連携のもとに被害者に対する援助、施設の復旧等に万全を期する所存でございます。

○藤原房雄君 最後に、申しわけないんですが、いろんな住民の意識、それは三十年間に震度五が七回もあつたんですよ。そういう厳しい自然環境の中にあればこそ住民の方々がこれだけのことができたんであつて決して一朝一夕にできたことではないんです。そういうことを踏まえて、やつぱり監督官庁といたしまして、国土庁の長官として、国務大臣として、この罹災者のための後始末といひますか、災害復旧に対して地方自治体や個人に対しての対策を強烈に、強力に進めるとともに、ぜひひとつこの教訓を生かして今後の万全の策を講じていただきたい、このことを要望しておきます。

○国務大臣(松野幸榮君) いまの御意見を十分尊重いたしまして、関係省庁と連携をとりながら、御期待に沿うように努力いたします。

○伊藤藤雄君 時間がありませんので簡単に御質問を申し上げますが、先ほど各党の方から出ておりましたけれども、あそここの地域は非常に巨大地震の巣と言われておりました、昨年も浦河沖でもマグニチュード六ないし七の地震が起こつているわけですね。だから、特定観測地域の指定をぜひひとつ実現をさしていただきたい、これは御要望を申し上げておきます。

それから、いまお話ございましたけれども、

今回の地震に当たりましては災害救助法もあるいは災害弔慰金並びに援護資金法も適用されない、こういうことなんです。が、一体それはなぜなのか、どういう条件があつて支給をされないのか、もしこれらの法律が適用されないで、一体どのような復旧を進めていくかといふところ、この点もお伺いします。大臣は、各省庁と連携をとりながら十分に配慮をしたい、こう言っているんですけれども、具体的に一体どのような復旧が進められていくのか、心配でありますのでお答えをいただきたい。

それから、日高線の復旧の問題は、四月初旬から四月の下旬までということですが、もう新学期も始まりますので、復旧の見込み並びにその間の代替輸送の問題についてどのように国鉄当局は考えておられますか、これを聞いて終わります。

以上です。

○政府委員(川俣秀郎君) 災害救助法が今回適用にならなかつた理由につきましては、これは厚生省の方からお答えをいただきたいと思ふんですが、いづれにしましても実際被害を受けた方は、救助法が発令されようと思ひますと、現実には被害があるわけでございますので、できるだけの援助をして差し上げる必要があるということ、は私もそういうふうな考えをしております。まして、繰り返し申すに、住宅の損壊を受け、まず個人の方にしてみますと、住宅の損壊を受けた方は一日も早くこれを補修をいたして、もとどおりの生活ができるようにしていただくことが必要なんです。そういう意味で、住宅金融公庫の、これは五分五毛の利息で貸し出しが行われるわけでございますけれども、そういう措置で早く復旧をしていただきたいと思ふわけです。

また、中小企業者に対しまして先ほど申し上げたような施策が講じられつつあるわけでございます。そういう手段を通じて一日も早くやはり生業についていただきたい、かように思ふわけでありま。

施設の復旧関係につきましては、一番大きな問題は二百三十五号線の橋の復旧の問題、これはいま専門家がいろいろ研究をしておられ、かつとりあえず小型車を一日も早く通すようなことで応急措置を講じたいと言っております、また国鉄につきましても、遅くとも連休前には開通するよう努力がされておられるわけであり、また、その他の公共施設等の被害につきましても、できるだけ早く本復旧に取りかかれるように各省ともども努力をしたい、かように思っているわけであり、

○説明員(村上温君) 国鉄の日高本線でございますが、今回の地震で約百四十カ所の被害を受けてございます。国鉄といましては、本社から施設局の宮口調査役を初め、鉄道技術研究所及び構造物設計事務所の専門家を派遣いたしまして復旧方法を検討し、鋭意復旧に努めてまいりました。が、すでに静内までは二十二日に開通をいたしております。それから、静内と浦河の間でございますが、四月一日、つまり明日の十九時四十五分の列車から開通できる見込みになってございます。それから、浦河から先でございますが、四カ所ばかりの橋梁が壊れました。上に乗っておりますが、たが動きました。橋梁を押し壊したという状況でございますが、現在鋭意復旧中でございます。先ほど国土庁からも御説明がございましたように、四月の下旬には何とか開通させたいということ而努力してございます。

なお、浦河から先でございますけれども、浦河まで開通いたしました代替バスを走らせたいというふうに考えております。特に四月八日から学校が始まりますので、できますればバスの増便等も図つて対処をしたいというふうに考えてございます。

○委員長(村沢牧君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

昭和五十七年四月十三日印刷

二月五日日本委員会に左の案件が付託された。
一、冷、風害救済対策の強化に関する請願(第七六号)

第七六号 昭和五十六年十二月二十三日受理
風害救済対策の強化に関する請願
請願者 秋田市中通六ノ七ノ一三 鈴木

勇 外二百一十一名

紹介議員 下田 京子君

今年の稲作は異常低温と台風十五号により戦後最悪の作況となり、秋田県の被害額は三百四十億円を超え、秋田県農業と経済に危機的な影響を及ぼしている。昨年に続く大凶作は、稲作中心の秋田県農業の根幹にかかわる大問題であると同時に、予約限度数量の大幅未達成が生じ、第二期水田利用再編対策の米の需給計画が崩れ、今や全国的な食糧問題としても重大性を帯びてきている。かかる事態を打開するため、次の措置をとられた。

一、営農・資金・生活など被害救済に万全を期すること。

二、被害実態に見合った補償ができるように共済制度の充実を図ること。

三、来年度の生産者米価は二年続きの冷害による経費増の実態を加味し引き上げること。

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中(昭和五十七年三月三十一

昭和五十七年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K

日」を「昭和六十七年三月三十一日」に、「行なう」を「行う」に改める。
第十五条第一項中「行なう」を「行う」に、「昭和五十六年度」を「昭和六十六年度」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「昭和五十六年度」を「昭和六十六年度」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正)

2 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号)第五条第二項

豪雪地帯対策特別措置法(昭和五十七年法律第七十三号)第十四条第五項及び第六項

奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号)第五条第二項

に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約四十八億円の見込みである。

三月十二日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は三月十一日)

一、豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

第一号中正誤

ハシ 段行

一四 一名種 誤

各種 正